

岐阜市立長森南小学校（以下「学校」という）において、教育ボランティアを活用した学校運営を推進するにあたり、次の事項に留意し活動する。

1 定義

教育ボランティアとは、コミュニティ・スクールとして学校が地域の教育力を活用し、授業における子どもの支援（以下、「授業ボランティア」という）や図書館の蔵書整理（以下、「図書ボランティア」という）、学校施設の環境整備（以下、「施設ボランティア」という）を行うこと及びその人物を指す。

2 教育ボランティアの条件

次に掲げる条件を満たす者について、校長が承認する。

- (1) 学校教育を理解し、校長の経営方針に沿った活動ができる者。
- (2) 遵守事項（4項目）について了承した者。
 - ① 学校の教育活動を理解し、校長の経営方針に沿って活動します。
 - ② 学校において、営利活動及び政治的・宗教的な活動はしません。
 - ③ 児童に関して知り得た情報は、外部に漏らしません。
 - ④ 児童に対し、懲戒及び体罰を与えません。

3 教育ボランティアの開始

- (1) 教育ボランティアを希望する者は、学校に申し出るとともに、登録用紙を受け取る。
- (2) 学校は、提出された登録用紙の内容を確認するとともに、校長等が面談し、教育ボランティアにふさわしいか審査する。
- (3) 教育ボランティアとして承認する者に対し、口頭でその旨を伝える。
- (4) 希望する活動、活動日及び時間帯については、学校と教育ボランティアが個々に相談し決定する。
- (5) 学校は、ボランティア保険に加入する（スポーツ安全保険 ひとり800円）。
なお、ボランティア保険の掛け金については、学校PTA会計より支出する。

4 教育ボランティアの終了

次のいずれかの場合に、終了とする。

- (1) 教育ボランティアが、学校に活動終了の申し出をした場合。
- (2) 教育ボランティアが、遵守事項に反する言動を行い、校長がふさわしくないと判断した場合。
- (3) 学校として、教育ボランティアの支援が不要となった場合。

5 学校の体制

- (1) 教育ボランティアの受け入れは、随時行う。
- (2) コミュニティ・スクールの学校支援部会にボランティアが位置付いていることから、教育ボランティアの担当をコミュニティ・スクール担当者（生徒指導主事または主幹教諭）とする。
- (3) 学校は、教育ボランティアの下足箱及び名札を用意し、ボランティア保険に加入する。
- (4) 授業ボランティアは、学年主任、学級担任及び支援員（ハートフルサポーター・介助員等）の指示を受け、個別の支援に当たる。
- (5) 図書ボランティアは、図書主任及び学校司書の指示を受け、活動に当たる。
- (6) 施設ボランティアは、教頭及び校務員の指示を受け、活動に当たる。

6 活動の具体と留意事項

- (1) 駐車場や靴箱等の使用については、学校の指示により使用する。
- (2) 活動日、活動時間帯、活動内容等については、教育ボランティアの意思を尊重し、学校と相談して決定する。
- (3) 活動する際には、学校が用意した名札を着用するとともに、職員の指示を受けて活動を開始する。
- (4) 校内の活動では、教育ボランティアとして自覚ある言動を心掛ける。子どもと接する場合は子どもの特性や発達段階に留意し、優しい言葉遣い、子どもに寄り添う姿勢を大切にする。
- (5) 校内で事故等を発見した場合は、近くの職員に報告するとともに、児童の安全を最優先した行動をとる。

<附則>

- 本活動指針については、平成29年9月1日から運用を開始する。
- 平成31年2月22日 一部改正
- 令和2年10月30日 一部改正